

行政書士とちぎ

11

Nov. 2021

No.539



~2021 行政書士制度 70 周年~

みんなの明るい未来のために
身近な相談相手 行政書士



栃木県行政書士会

<https://gt9.or.jp/>



マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士 とちぎ

2021年

11月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	○農地法基礎研修会の開催
2	○行政書士制度広報月間 電話無料相談会結果報告
3	○Zoom初心者向け研修会の開催
3	○補助金等研修会の開催
4	職務上請求書の適正な使用について
6	高齢者等生活サポート項目集
9	支部だより
10	栃木県行政書士カレンダー（12月）
11	日行連だより
12	業務情報
13	おじゃましま～す！
14	支局かわら版（足利）
15	研修会のお知らせ
17	申請取次行政書士の動向
20	会員の動き

No. 539

今月の表紙

英國大使館別荘記念公園（日光市）



栃木県行政書士会 の動き

農地法基礎研修会の開催

土地利用開発部では、去る9月24日小林謙二会員を講師に農地転用についての基礎研修を開催しました。研修の在り方については、先に土地利用全般の研修に続いて2度目のオンライン研修となり15名の参加がありました。

オンラインのメリットは人が集まらずに済むことで、新型肺炎感染の危険がないことですが、一方的な伝達形式となり、質問等での疑問解消を図ることがやや難しかったことでした。講師や受講者の慣れの問題もありますが、今後もオンラインによる研修方式はなくならないと思われますし、業務においてもオンライン申請の採用が身近なものになっていく中で慣れていかなければならぬものと思います。

研修では農地法3条、4条、5条の許可について農地の区分、申請書の書き方、必要な添付書類など実例を交えて解説をしていただきました。農地転用の業務も各市町に権限移譲のされたところも多く、その取扱いも担当者によって異なること

が多くありますので、この基礎研修が万全ではないことを念頭に置いて業務を取り扱ってください。

土地利用については関連する業務が多彩で、関連業務に注意しながら取扱い業務を増やしていきましょう。



(土地利用開発部 佐藤栄一)

行政書士制度広報月間 電話無料相談会結果報告

10月1日（金）10時から16時まで、行政書士会館において、土地利用開発部の小林謙二副部長、市民法務部の大橋勝典部長と私の3人で広報月間の電話無料相談の対応を致しました。

事前に新聞広告で周知をしてありましたので、10時には最初の相談が入り、今年は11件の電話相談がありました。「相続」に関する相談が10件と多かったことに驚きました。残りの1件は「自動車事故」に関する相談で小林会員が1時間以上細かく説明をしました。結果として、抱える事案を早く解決したいとの相談者の思いが見える電話無料相談会となりました。



(制度推進部 豊田近弘)

Z o o m初心者向け研修会の開催

10月5日13時30分から14時15分まで、行政書士会館においてZ o o m初心者向け研修会が開催されました。

新型コロナウイルスの影響により、行政からもリモートワークが推奨されております。それにより注目・活用されているのが、W e b会議ツール「Z o o m（ズーム）」です。

今まで会議や打ち合わせと言えば、現地に向かい、面と向かって行うものであります。しかし、この「Z o o m」により、自身の事務所に居ながら、打ち合わせや会議、セミナーや研修を受けるができます、このスタイルが、現在増えつつあります。近いうちに、依頼者からオンラインでの打ち合わせを提案されるかもしれません。

今回の研修は、宇都宮支部の金田会員を講師に、初めてZ o o mを使う方を対象に、最低限「Z o o mによるW e b会議」に参加出来るようになるための研修内容でした。新入会員の方からベテランの方まで幅広く参加頂きましたが、この研修に

よりZ o o mに対する親近感が湧いたかと思ひます。

行政書士にとって、法律や実務の研修会はもちろん大切ですが、このような業務を助けるためのツールの研修会も充実させていく必要があるのでないかと思いました。



(中小企業支援部 金田修治)

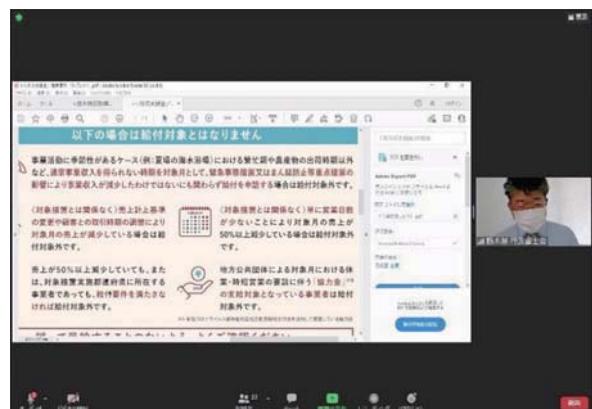
補助金等研修会の開催

10月5日14時30分から16時まで、行政書士会館において補助金等研修会が開催されました。会場での受講かZ o o mでの受講かを選べた今回は、会場8名、Z o o m 20名の計28名の参加がありました。

現在、様々な補助金や助成金制度があり、依頼者からもよく問われる質問の1つであると言えます。今回は小山支部の青木会員を講師に、栃木県を中心に、10の補助金や支援金をご紹介していただきました。

多数ある補助金の中で、どれが依頼者に該当するかを見極める必要があり、新しい情報を逐一収集するのが重要と仰っておりました。

補助金は制度目的に則した活動や事業を行うことで得られるお金です。しかし、依頼者の中には目的を間違えて、お金を得ることだけに執着する方もいらっしゃるかと思います。そのような依頼



者に対し、補助金制度の目的を改めて示し、補助金申請手続きだけでなく、その後の制度に則した活動や事業をサポートすることも、行政書士には求められているかと思います。

(中小企業支援部 金田修治)

職務上請求書の適正な使用について

総務部



日本行政書士連合会「行政書士キャラクターふざせりくん」

日本行政書士連合会「職務上請求書の適正な使用及び取り扱いに関する規則」の5条は、使用的制限として“行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。”と記されています。

また、4条は、使用上の責務が以下のように記載されています。

“行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の使用及び管理にあたっては、戸籍法、同法施行規則、住民基本台帳法、戸籍の附票の写しの交付に関する省令、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令及び行政書士法等の趣旨を十分に理解し、本規則を遵守しなければならない。”

人権の擁護、個人情報の保護といった観点から高い倫理観に基づく厳正な取り扱いが求められます。職務上請求書の不正使用、人権侵害の恐れがある戸籍等の取り扱いは、決して許されるものではありません。

各会員におかれましては、職務上請求書に関連する法規の趣旨を十分に理解され、適正に利用されるようお願いします。

総務部及び事務局では、栃木県行政書士会職務上請求書取扱規則の第4条及び6条に従い、払出時の使用済み職務上請求書の確認作業を行っています。作業によっては、職務上請求書の払出に日数を要する場合も発生するものと思います。これについては、ご理解のほどをお願いするものです。

本会ホームページの会員専用ページに職務上請求書の留意点として掲載してある資料を参考に、適正に使用されますようお願いします。

1. “業務の種類（利用目的の種別）”欄及び“提出先又は提出先がない場合の処置”欄の記載例

	利用目的の種別		提出先又は提出先がない場合の処置
	業務の種類	上記に該当する具体的な事由	
例 1	自動車保管場所証明申請書作成	自動車保管場所証明書取得の業務依頼を受け、依頼者の正確な住所を確認するため取得する	確認後自動車登録に使用するため本人に渡す
例 2	自動車登録申請書の作成・提出代理業務	作成・提出代理業務を依頼され、自動車登録申請書に添付するため	東京運輸支局
例 3	産業廃棄物処理業許可申請書の作成・提出代理業務	産業廃棄物処理業許可申請書に、当該法人の役員の住所と本籍を記載し、添付するため	東京都
例 4	遺産分割協議書・相続関係説明図の作成	依頼者の父、甲野太郎が平成28年3月1日死亡したことにより共同相続人の1人となったが太郎と相続人との関係を証明し、相続分を確定する必要がある。甲野太郎が記載されている戸籍謄本により、その相続人を特定し、遺産分割協議書及び相続関係説明図を作成するため	遺産分割協議書及び相続関係説明図とともに本人に渡す
例 5	法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出書類作成・提出代理業務	平成29年8月に死亡した亡父甲野太郎の相続人として、法定相続情報一覧図の写しを用いて相続に起因する銀行預金口座の名義変更の手続を行うために、同一覧図の作成と登記官の確認のため	登記所に提出し、返還を受けた除票の写しは本人に渡す

2. ”業務の種類”に関する不適切な記載例と適切な記載例

不適切な記載の例 (受任している業務が不明確 又は行政書士業務でない内容の記載)	適切な記載の例 (行政書士法第1条の2に規定の業務が 具体的に記載されている)
「農転」、「開発行為」、「自動車登録」、「相続」、「相続手続」、「相続証明」、「親族調査」、「相続登記」、「土地売買調査手続」、「売買」、「贈与」、「役員変更」、「税務申告」など。	「〇〇許可申請書の作成業務」、「農地法第〇条許可申請書の作成」、「開発行為許可申請書の作成」、「自動車登録申請書の作成・提出」、「遺産分割協議書の作成」、「土地売買契約書作成」、「贈与契約書作成」、「役員変更の株主総会議事録作成」や「役員変更の取締役会議事録作成」など。

3. 単純取得の禁止、他士業業務での使用の禁止

行政書士業務を受任しておらず、戸籍や住民票の取得だけを依頼されて職務上請求書を使用することはできません。

また、兼業をしている他士業の業務に戸籍や住民票が必要となった場合も、行政書士の職務上請求書を使用することはできません。

栃木県行政書士会職務上請求書取扱規則

(記載内容確認及び審査)

第6条 使用済み職務上請求書の記載内容の確認及び審査は、総務部が所管する。

2 総務部は、前項の確認及び審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、会長に報告するものとする。

- 一 行政書士又は行政書士法人業務として認められない利用目的の種別欄等
- 二 誤記入及び不明確な記載の頻出
- 三 控え用紙紛失報告書、利用目的の種別欄等未記入理由書が添付された購入申込であり、その紛失理由、未使用理由につき疑義があるとき

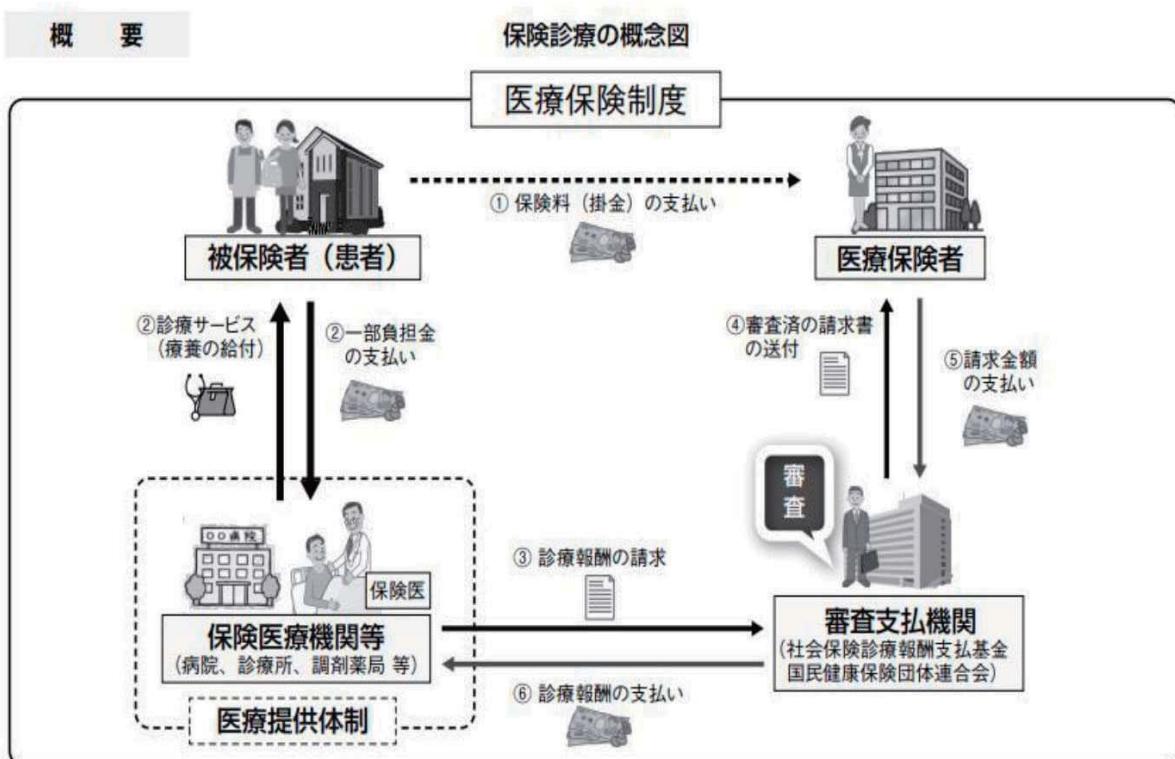
3 前項の報告により、会長が会員に対し処分を行う必要を認めたときは、本会会則第23条の定めるところによる。

*本会会則23条(会員の処分)

(総務部 室賀芳明)

2. 医療保険について

日本の医療制度は、すべての国民が健康保険、船員保険、各種共済（公務員又は私学教員）、国民健康保険及び後期高齢者医療制度といった公的な医療保険制度に加入し、いつでも必要な医療を受けることができる国民皆保険制度を採用しており、窓口負担については、年齢や所得に応じて1割から3割までとなっています。



診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される。

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として計算される（いわゆる「出来高払い制」）。例えば、盲腸で入院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることになる。

《出典》令和2年度厚生労働省白書②保健医療 p 29

■高額療養費制度の概要

月ごとの自己負担が高額になったときは、高額療養費制度が用意されています。

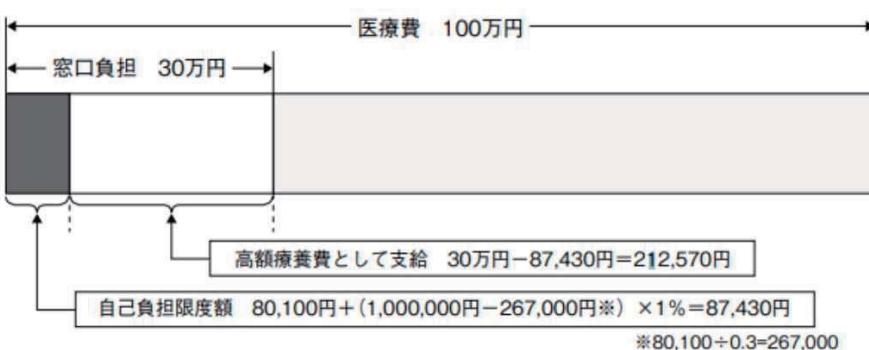
高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度です。

なお、入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付

化の仕組みが導入されています。外来でも、平成 24 年 4 月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化が導入されています。

自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されます。それぞれの自己負担限度額については、管轄の医療保険者の担当窓口で確認してください。

(例) 70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合 (3割負担)



(注) 同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えると、高額療養費の支給対象となる。

《出典》令和 2 年度厚生労働省白書②保健医療 p 28

■高額医療費貸付制度

全国健康保険協会では高額な医療費の支払いに充てるための費用が必要である場合に、高額療養費が支給されるまでの間、無利子の貸付制度を設けています。

高額療養費は同一月に支払った医療費が、一定の自己負担限度額を超えた場合に本人の申請により支給されますが、医療機関等から提出された診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行うので、決定に約 3 か月の期間を要してしまいます。そのため当座の医療費の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の 8 割相当額を無利子で貸付を行う制度となっています。

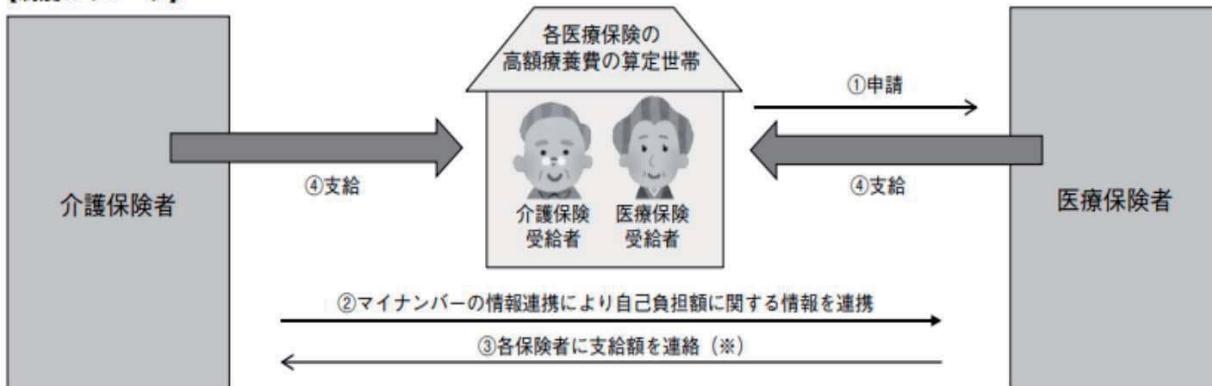
■高額介護・高額医療合算療養費

超高齢社会の日本では、医療サービスと同時に介護サービスを利用しているケースが多くあります。この場合、医療サービスと介護サービスに対してそれぞれ自己負担が発生するために合算すると高額となることが少なくありません。そこで、下記のような高額介護・高額医療合算療養費制度が用意されています。

高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における 1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の医療・介護 の自己負担の合算額が高額となり、限度額を超える場合に、被保険者に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度です。

- ① 支給要件：医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担合算額が、各所得区分に設定された限度額を超えた場合に、当該合算額から限度額を超えた額を支給
- ② 限度額：被保険者の所得・年齢に応じて設定
- ③ 費用負担：医療保険者・介護保険者双方が、自己負担額の比率に応じて支給額を按分負担

【制度のイメージ】



(※) ②により取得した自己負担額に関する情報から、年間の自己負担額の合計額を算出し、高額介護合算療養費の支給額を算定する。
この算定された支給額を、自己負担額の比率に応じて保険者間で按分し、各保険者が支給すべき金額を連絡する。

《出典》令和2年度厚生労働省白書②保健医療 p 29

■かかりつけ医

かかりつけ医とは、「健康に関するることを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと」をいいます。頭痛が続く、熱がある、体が重いなど初期症状を感じた時に、すぐに相談できる身近な医師を見つけておくことが必要です。

万一、かかりつけ医へ相談した結果、入院や高度な検査や治療が必要になった場合は、適切な医療機関（いわゆる、大病院）を紹介されることになります。大病院にかかる場合、かかりつけ医等の紹介状がない場合は、初診時に保険外併用療養費5,500円（消費税込）を支払うことになってしまいます。

また、介護保険サービスを利用する場合は医師の意見書が必要になります。かかりつけ医であれば本人のことを日頃から診ている分、より適切に本人の状態を意見書に反映させることができ可能となり、医療から介護への移行もスムーズになります。

そして、認知症の早期発見も可能となります。かかりつけ医は本人のことを日頃から診ている分、少しの変化にも気がつくことができ、早期に適切な治療を開始できるからです。これにより認知症の進行を遅らせ、本人の不安や介護する家族の負担を軽くすることができます。認知症が進行し、成年後見制度の利用が必要となる場合もあります。成年後見制度（法定後見）を利用するためには、家庭裁判所へ申立てを行いますが、その際も医師の意見書が必要となります。介護保険サービスを利用する場合と同様、かかりつけ医であればスムーズに制度利用へ繋げることが可能となります。

支部だより

【佐野】

行政書士制度広報月間の無料相談会開催



コロナ禍で一時は開催が危ぶまれましたが、無事、10月4日（月）午前9時00分から12時00分まで、佐野市役所2階南側202、203会議室にて無料相談会を開催することができました。当日は、佐野支部会員8名（含新入会員1名）にて対応をいたしました。

コロナ禍で対面での相談がしにくかったこともあり、超高齢社会で年々死後への不安も募っている世相を反映するかのごとく、相続案件を中心でした。例年、2～3名程度ですが、ご予約11名に加え、フリーでのご相談2名の計13名と満員御礼となり、相談員も想定を上回るご相談件数に驚きを感じえませんでした。

一方で、行政書士の社会的役割の増加に、身の引き締まる相談会となりました。

この月は10月上旬とはいえ、気温は30度近くまで上昇した日であり、トレードマークの佐野支部ブルゾンを脱ぎ捨て、ご相談者の切実な思いも相まって、アクリル板の衝立を挟みながらも、それは熱い熱い相談会となりました。

ご相談者が満足なご様子でお帰りになるのを会員一同お見送りする度に、行政書士としてのやりがいを感じていました。

これからも行政と連携し、市民の皆様の文字通り「頼れる街の法律家」として、支部会員一同結束して、地域社会に貢献して参りたいと思います。

（支局長 坂上隆之）

【那須】

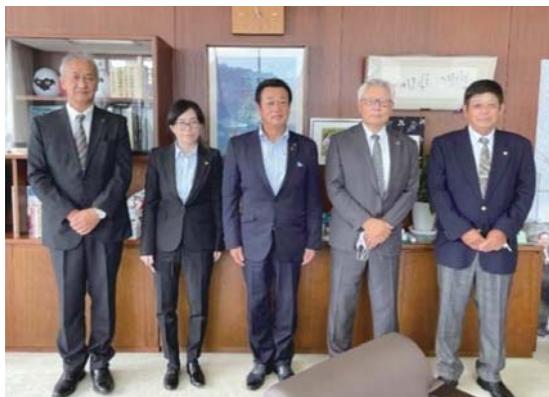
那須支部三市町長訪問

10月5日に那須塩原市長を訪問し、新たに那須塩原市と協力して9月に開催した外国人に関する相談業務等の報告などとともに行政書士の業務についてお話ししました。11日には那須町長を訪問し新型コロナによる観光業へ対策等について、15日は大田原市長を訪問しコロナ後の地域活性化について、それぞれ30分程度お時間をいただきました。

この訪問行事は那須支部の役員が訪問する形式で毎年行われており、三市町長とも行政書士へのご理解をいただいている印象があります。



那須塩原市長訪問



那須町長訪問



大田原市長訪問

（支部長 一戸養子）



行政書士制度70周年総務大臣特別表彰の受賞 おめでとうございます

令和3年10月26日、行政書士制度70周年記念式典が挙行され、
その会場で総務大臣特別表彰の授与式がありました。

栃木会からは永年の功績により押野佑会員が受賞されました。

芳賀支部 押野 佑 会員

登録 昭和46年11月 6日

入会 昭和48年12月26日

役員歴 副会長2期、監事1期、綱紀委員長2期



栃木県行政書士会カレンダー（12月）

日	予定	時間	主催
1 水	産業廃棄物収集運搬業特別研修会 (於: 栃木県教育会館 小ホール)	9:30～17:00	建設環境部 中小企業支援部
3 金	東京入管宇都宮出張所相談会	10:00～15:00	国際部
6 月	登録説明会	10:00～	総務部
	東京入管宇都宮出張所相談会	10:00～15:00	国際部
7 火	風俗営業許可研修会 (於: 宇都宮市文化会館 第2会議室)	13:30～15:30	運輸交通風営部
	行政書士による相談 (於: 葛生地区公民館) (問い合わせ: 佐野市市民生活課 0283-20-3014)	13:30～16:00	佐野支部
8 水	TIA (栃木県国際交流協会) 相談会	10:00～	国際部
	小山市外国人相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談 (於: 足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
9 木	第3回理事会 (於: コンセーレ)	13:30～	
10 金	広報部会	13:00～	広報部
13 月	行政書士無料相談 (於: 宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
15 水	KIFA (鹿沼市国際交流協会) 相談会	10:00～	国際部
16 木	TIA (栃木県国際交流協会) 企業向け相談会	10:00～12:00	国際部
	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
	シリーズ「相続」研修会 第3回	14:00～16:30	市民法務部
17 金	行政書士無料相談 (於: 栃木市役所本庁舎2階市民相談室)	14:00～16:00	栃木支部
20 月	UCIA (宇都宮市国際交流協会) 相談会	15:00～17:00	国際部
21 火	宅地分譲の開発行為研修会	13:30～15:30	土地利用開発部
22 水	シリーズ「会社設立・企業支援」研修会 第2回	13:30～15:30	中小企業支援部
	登録説明会	10:00～	総務部
26 日	市民プラザ無料相談会 (於: うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
29 水	事務局年末休業		
30 木	事務局年末休業		
31 金	事務局年末休業		

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
858	R3. 10. 4	コスモス成年後見サポートセンターとの協力関係について（周知）
881	R3. 10. 12	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について
898	R3. 10. 12	「規制改革・行政改革ホットライン（総割り110番）」募集のお知らせについて
915	R3. 10. 12	令和3年10月分会費納入について（お願ひ）
929	R3. 10. 12	「日本行政書士会連合会大規模災害等の対策に関する規則の一部改正（案）」の議事結果について
931	R3. 10. 12	コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る偽造・改ざん防止対策について
938	R3. 10. 12	コスモスマークの統一的な運用について
948	R3. 10. 22	海外の都市におけるロックダウンによる自動車部品の供給不足に伴う OSS申請の一時的な取扱いについて（周知）
949	R3. 10. 22	航空法施行規則の一部改正について（周知）
951	R3. 10. 22	行政書士制度70周年総務大臣特別表彰について
954	R3. 10. 22	建設業関係法令におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について（周知）
992	R3. 10. 22	申請取次事務研修会（12月VOD方式）の開催について
1014	R3. 10. 29	実質的支配者リスト制度について（通知）
1038	R3. 10. 29	行政書士制度70周年日行連会長特別表彰受賞者決定について（通知）



栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会 会員専用ページにログイン後、最初に表示されるページの「各種申請様式」から、下記に関する申請の説明と書式がダウンロードできます。

書式の種類	内 容
補助者に関する申請	補助者の設置廃止時。補助者証の記載内容に変更があるとき。 有効期限付きの補助者証を保持しており、期限が到来するとき。
職務上請求書の購入	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を購入するとき。
申請取次行政書士の申出 (新規・更新)	東京入国管理局に申請取次行政書士として申し出るとき。 栃木会書式のみ掲載。日行連書式は日行連HP「連con」内。
行政書士登録の変更申請	住所、事務所所在地や電話番号、氏名等に変更があったとき。 職印を作り替えたとき。
行政書士登録の抹消・廃業	行政書士を辞めるとき。 単位会変更のときはこの中の「退会届」が必要になります。
証明書等の交付	栃木県行政書士会の会員であることの証明書、職印証明書、日本行政書士会連合会の名簿に登録されていることの証明書が必要なとき。
会員証等の再交付	会員証、行政書士証票、行政書士登録証をき損、紛失し、再発行するとき。
慶弔災害見舞金支給願い	栃木県行政書士会慶弔災害見舞金規程の第4条から第7条に規定する事項に該当したときの報告書式。
ホームページ・会員名簿掲載 取扱業務申込書	栃木県行政書士会のホームページ「栃木県の行政書士をさがす」ページへ絞込み検索、および会員名簿用の取扱業務の登録、変更用の書式。



実質的支配者リスト制度について（周知）

～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。

詳細については、当会HP会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第1014号】実質的支配者リスト制度について（周知）.pdf

実質的支配者リスト制度（チラシ）.pdf



建設業関係法令におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。

詳細については、当会HP会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第954号】建設業関係法令におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について（周知）.pdf

①建設工事の見積書.pdf

②特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面.pdf

③保証金の請求に係る書面.pdf



航空法施行規則の一部改正について

～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。

詳細については、当会HP会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第949号】航空法施行規則の一部改正について.pdf

参考 国交省プレス記事.pdf

経営状況分析は、ネットコアの電子申請で！

2021年10月より
郵便物のサービスが
一部変更となりました。

配達日数の変更で、一部郵便物の
到着に従来よりも時間を要する
可能性があります。
しかし電子申請ならその心配は
ご無用です！



電子申請の
メリット

- 申請書類をデータで送れる
- 結果がPDFで受け取れる
- そのほか、申請書類作成や評点アップに役立つコンテンツがたくさん

この機会にぜひ
ご活用ください！



Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア

Q.検索



会員事務所訪問コーナー

おじゃましま～す！

氏　名 山下隆志

事務所名称 行政書士アークワン法務・契約
コンサルティング

所 在 地 那須町高久甲5353-3
N a s u - C

入 会 日 令和2年8月1日



那須のメインストリート、那須街道を那須高原に向かって昇っていく途中、道の駅“那須高原友愛の森”を中心に、レストランや土産物店等が並ぶにぎやかなエリアがあります。本日訪問する山下会員は、その一角に事務所を構えています。

Q：東京会から移られてきた理由をお聞かせください。

A：平成27年に東京会に登録しました。業務は、会社の法務アドバイザー等を主に手掛けていました。新型コロナの影響で、テレワーク主体でできることから、家族（妻）と相談し、令和2年8月に那須に移住し、栃木会に転入しました。

Q：主な仕事は企業法務ということですか。

A：企業に勤めた当初は、知財法務で技術特許関係の業務を担当していました。その後、企業法務にも興味を持ち、子会社の設立、M&A及び様々な契約関係等の仕事を行っていました。リタイア後も、引き続き企業のサポートを行っていたのですが、行政書士の資格も取り、経験を生かせると思いました。現在も、主に会社の法務アドバイザー、コンサルティングを業務としています。今後は、事業承継、許認可等、行政書士の資格を生かせる仕事を行いたいと考えています。

Q：ホームページのプロフィールには、米国の大學生が記載されています。

A：高校卒業後に、大学を目指し、英語の成績が比較的良かったことから、思い切って直接、（アメリカ）ジョージア州の大学に入学し4年間過ごしました。当時は、周辺に日本人が殆どおらず、会話ができないと生きていけない状況で、最初の年は大変でした。お陰で法律関係の英会話、英文に苦労しません。



Q：今後は、どのようなことに取り組むおつもりでしょうか。

A：行政書士として貢献することで、地域の活性化に取り組みたいですね。中心地を介して他の地域とつながるのではなく、地域同士が直接、関連性をもって、活性化できるような支援を行いたいと考えています。皆さんには、ぜひ事務所に来ていただければと思います。

知財法務は、難解な専門技術を文章化する仕事です。理解力と技術を説明する力、さらに根気も必要です。山下会員の穏やかなお話しと丁寧な説明にその一面を見ました。取材を快く受けていただき、感謝いたします。今後の活躍を期待します。

(支局長 室賀芳明)



老朽化が著しく今年の6月末で閉館し取り壊される足利市民会館（以下、会館）について、あくまでも個人的に振り返ってみたいと思います。

【プロフィール&データ】

会館は、「産業・経済・文化の向上と市民福祉の増進を目的に昭和41年9月に開館して以来、芸術文化の拠点として多くの市民に利用され親しまれています（～公式HP）」——そして、月日は流れて閉館することとなりました。「芸術・文化の殿堂だけでなく、結婚式、会議、食事など人々が集う場所（～足利市広報）」でした。建設費は約5億6千万円（うち市民や地元事業所からの寄付が約1億6千万円）。利用者は約55年間で、延べ約2065万人（市民1人が年間平均3回利用）。

【森高千里さん】

スポーツニッポン（令和3年5月26日付）で歌手の森高千里（52）さんがデビュー記念日である前日に会館で行ったコンサートの模様が記事になっていますので、要旨を紹介します。

名曲「渡良瀬橋」がヒットした平成5年の初公演では、ご当地での初披露に対して地元ファンが大合唱で歓迎すると、感激した森高さんが思わず泣き崩れた——という伝説。「なくなってしまうのは本当に寂しい。皆さんにとっても特別な場所であってほしい」「今日は会館に入る前に渡良瀬橋を渡ってきました」「初日を足利で迎えられ忘れないコンサートになりました」——と、MC。

【矢沢永吉さん】

矢沢さんのコンサート。メジャー所では、日本武道館、横浜国際競技場、東京スタジアム、東京ドームなど。地元では宇都宮市文化会館、群馬県民会館、桐生市文化会館など。大小様々な会場で体感しましたが、残念ながら会館ではなし（矢沢さんが所属した「キャロル」が昭和50年4月の日比谷野音での解散ライブ直前に足利で行った記録がありますが場所は未確認）。唯一の例外は、海外進出計画のあおりで激減したツアーブン数の代替措置として行われたフィルムコンサート（昭和58年12月）でした。日本武道館でのライブに

行きたくて東京へ進学した私。親にお金をドブに捨てさせてしまった親不孝な私。

【結婚式と披露宴】

かつては結婚式や披露宴を行う人も多かったみたいです（計約3600組）。館内のレストランで食事中に誇らしそうに語る団塊世代の同業者も……。小学校卒業時の担任の先生も数年後に披露宴を行ったので、当時のクラスメイトと駆けつけてお祝いをしました（おそらく）。うす暗いロビーで待機していて、大きな扉を開けてもらった瞬間のまばゆい光を覚えています。まさに晴れがましい席でした。ちなみに職場結婚でしたね。

【ピアノの発表会】

小学生時代、ピアノを習わせるブームがありました。かなりの同級生やその兄弟姉妹が習っていました。総中流時代。会館での発表会に2回臨みました。1年目は3人でオルガンを弾き、2年目は1人でピアノを弾きました。練習日に自分で柿を剥こうとして指を負傷。母からは「練習が嫌だから故意にやったんじゃない？」と疑惑の目。今では、「ネコふんじやった」さえも弾けませんし感受性も貧困なままで、親にお金をドブに捨てさせてしまった親不孝な私。でも指の負傷は、故意じゃありませんよ、信じて下さいネ、お母さん。

【支部研修会】

県社労士会の旧県西支部（足利・佐野）の支部長を務めていた数年間に約40回支部研修会を開催していました（奇数月に必ず開催）。東日本大震災があったあの3月にも時間短縮ながら予定通り開催しました。ガソリン不足と不安と寒さの中約40分かけて自転車で行きました。同業者と会い情報交換して、少しだけほっとしました。紅白出場経験ありの女性演歌歌手のリサイタルとバッティングした際は、ふだん閑古鳥が鳴いている館内のレストランが超満員状態（密状態）でした。

お年を召された淑女紳士たちにとって、会館での外食とリサイタルはやはり『晴れがましい日』だったのだと思います。晴れの場所、さようなら。

（足利支局長 杵渕 徹）
～ 最近自身の老朽化が著しくて困っている私。
できれば自身を建て替えたい私。

風俗営業許可研修会

運輸交通風営部 主催

- 開催日時 令和3年12月7日（火）13：30～15：30
- 開催場所 宇都宮市文化会館3階 第2会議室
- 研修内容 風俗営業許可に関し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の概要と現場調査からみる問題点についての講義を行なって頂きます。
- 講 師 栃木県警本部 生活安全部生活環境課 担当者
- 対 象 者 会員、補助者（多くの事務所の方が受講できるように、一事務所、会員1名もしくは補助者1名でお願いします。）
- 定 員 18名（先着）
- 受 講 料 無料
- 申込締切 11月29日（月）

国際業務研修会

国際部 主催

- 開催日時 令和3年12月15日（水）13：30～
 - 開催場所 栃木県教育会館1階中会議室（宇都宮市駒生1-1-6）
 - 研修内容 実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
 - 対 象 者 会員（申請取次者でなくとも受講できます。補助者は不可）
 - 受 講 料 無料
 - 申込締切 12月10日（金）
 - 定 員 相談事例発表者と相談会オブザーバーを含め30名
＊研修会会場に定員があるため、相談事例発表者と相談会オブザーバーも必ず申し込みをしてください。
- ※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

申請取次行政書士研修会のお知らせ

国際部

例年11月に開催している申請取次行政書士研修会は、令和4年1月26日（水）13：30からを予定しています。対象者には後日案内を郵送します。

定員制研修会の受講者証について

定員制の研修会の場合、申し込みを受け付けた方には「受講者証」を、定員を超えた後に申し込まれた方には「その旨の連絡文とキャンセル待ち番号」をFAXで返信しますので、申込書にはFAX番号を必ず記入の上、お申込みください。キャンセル待ちの方が受講可能になった場合は、前日までにご連絡いたします。

- ★ 研修会当日は必ず「受講者証」をご持参ください。
- ★ 受講者証受領後、やむを得ず欠席することになった場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。（キャンセル待ちの方が受講できるようになるため。）

相続に関する研修会4回シリーズの第3回目です。新入会員の方、相続業務をこれからやつてみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

○開催日時 令和3年12月16日（木）14：00～16：30

○開催場所 栃木県行政書士会館2階からZ o o mによる配信

○研修内容 遺産分割協議書の作成と遺言執行者の実務について

○講 師 行政書士 佐藤 実

○資 料 申込者には、後日ダウンロード方法をF A Xまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。

○対 象 者 会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか1名。）

○受 講 料 無料

Z o o m 受 講 希 望 者

○定 員 80名（先着）

○申込方法 メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※ 申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。

※ 申込後、12月17日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

○申込締切 12月8日（水）

○受講方法 「Z o o m」を使用します。（無料にてご利用可能です。）

※ 聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。

※ 音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。

※ インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

会 場 受 講 希 望 者

○定 員 コロナ対策のため定員は10名で基本的には先着とします。受講者証を送信します。

○申込方法 F A Xもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Z o o m受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。

○申込締切 12月8日（水）

（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

宅地分譲の開発行為研修会

土地利用開発部 主催

- 開催日時 令和3年12月21日（火）13：30～15：30
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 未線引区域の宅地分譲の開発行為を学びます
- 講 師 行政書士 佐藤 栄一
- 対 象 者 会員
- 定 員 18名
- 受 講 料 500円
- 申込締切 12月14日（火）



栃木会の 申請取次行政書士 の動向	新規申出（10月） 更新申出（10月） 申請取次行政書士（10月末現在）	0名 6名 149名
-------------------------	--	------------------

10月1日付で「申請取次申出等の提出書類等に関する規則」が改正されました。

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ【会員専用】ページ各種申請様式－申請取次行政書士－申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日行連の研修会は令和3年度も引き続き、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式の開催予定です。開催月等の概要と申込書は、日行連ホームページと「日本行政」に掲載されますので、受講を希望される方は隨時、ご確認をお願いします。

◇実務研修の修了証書の代わりに「理由書」で更新手続きをされた方は、実務研修会を受講し、「修了証書」の写しを栃木会事務局へ提出（FAX、メール添付可）する必要があります。年度内に申し込みできる実務研修会は残り1回のみです。「理由書」提出による受講猶予措置も当面の間、継続します（現在は令和3年度中までに有効期限を迎える方が対象）。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
次回の予約締切日：11月30日（火） 受付日：12月8日（水） 時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

（更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、写真館、カメラ店または証明写真機で撮影したもの。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）※証明写真機の場合は髪で目が隠れたりしないようにご自身でよくご確認ください。また、証明写真機の場合は頭の先からあごの先まで入りきらないことが多いのでカメラ店等で撮影することをお勧めします。

第2回目では、事業承継・M&Aについて研修会を行います。

2部構成になっており、第1部では概論を、第2部では実務について講義いただきます。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。興味のある会員は、是非ご参加ください。

Z o o mで行いますが、先着10名のみ行政書士会館でも受講できます。

○開催日時 令和3年12月22日（水）13：30～15：30

○開催場所 栃木県行政書士会館2階からZ o o mによる配信

○研修内容 第1部 事業承継・M&Aの概論について
第2部 事業承継・M&Aの実務について

○講 師 第1部 行政書士 金田 修治
第2部 行政書士 青木 裕一

○資 料 申込者には、後日ダウンロード方法をF A Xまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。

○対象者 会員

○受講料 無料

Z o o m 受講希望者

○定 員 80名（先着）

○申込方法 メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※ 申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。

※ 申込後、12月17日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

○申込締切 12月16日（木）

○受講方法 「Z o o m」を使用します。（無料にてご利用可能です。）

※ 聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。

※ 音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。

※ インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

会場受講希望者

○定 員 コロナ対策のため定員は10名で基本的には先着とします。受講者証を送信します。

○申込方法 F A Xもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Z o o m受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。

○申込締切 12月16日（木）

（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

募集

研修会申込書

申込欄に○を付け FAX願います。(FAX: 028-635-1410)

研修名	受講料	申込〆切	申込		チケット申込	昼食 ¥500 程度
			会員	補助者		
12/7 風俗営業許可研修会	無料	11/29			—	—
12/15 国際業務研修会	無料	12/10	/		—	—
12/16 シリーズ「相続」研修会 第3回	無料	12/8			—	—
		ZOOMでの受講希望者はメールでお申し込みください。				
12/21 宅地分譲の開発行為研修会	500円	12/14	/	/	—	—
12/22 シリーズ「会社設立・企業支援」研修会 第2回	無料	12/16	/	/	—	—
		ZOOMでの受講希望者はメールでお申し込みください。				

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

栃木支部研修会

開催日時	令和3年12月16日(木) 15:00~17:00
開催場所	キヨクトウとちぎ蔵の街楽習館(栃木市市民交流センター内) 4階 講義室
	栃木市入舟町6番8号 電話番号0282-24-0352
研修内容	「行政書士事務所経営の基礎」 主に新入会員向けの研修です。行政書士としての心構え、仕事の取り方、行政書士業務の技術の磨き方、業務を受任するにあたって準備すること、どのように事務所運営をするかを考える。
講師	栃木支部 綾部一成(行政書士)
備考	マスク着用、念のためお出かけ前の検温をお忘れなく。新型コロナウイルスワクチン接種済みの方の参加が望ましいですが必須ではありません。 他支部の方の受講歓迎。定員先着22名。
応募方法	令和3年12月10日(金)までに栃木支部副支部長の綾部宛にメールまたはFAXでの申し込みをお願いします。
申込先	栃木支部副支部長 綾部一成 宛 メールアドレス ayabekazunari@cc9.ne.jp FAX番号 0282-67-2624

支部名		会員名	
研修に関する変更が 生じた場合の連絡先	固定電話	FAX	
	携帯電話	メールアドレス	

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(令和3年10月31日現在)

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	塩 那	R3. 10. 2	329-1311	吉永行政書士事務所	028-623-1854	
	吉永 一臣			さくら市氏家 3476-15		
	宇都宮	R3. 10. 2	321-0904	HappyBridge 行政書士事務所	090-2709-9745	
	清水 恭平			宇都宮市陽東 1-7-23 コーポエミリー 206		
	佐 野	R3. 10. 2	327-0825	くりた行政書士事務所	080-1090-8358	
	栗田 愛野			佐野市飯田町 650-3		
	佐 野	R3. 10. 15	326-0053	行政書士黒田事務所	070-4358-9427	
	黒田 靖貴			足利市伊勢町 1-7-12		

【退会】橋本 優会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
日光	福田 浩一	R3. 10. 31	廃業	小山	橋本 優	R3. 10. 11	死亡

【変更】

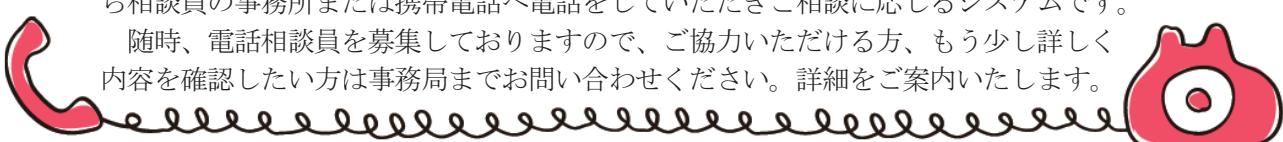
支部	氏名	変更事項	変更内容
足利	田村 貴則	属性／名称 所在地／電話番号	個人開業／けの行政書士事務所 足利市毛野新町 2-24 / 070-8497-2502
栃木	日向野智恵子	所在地／電話番号	栃木市藤岡町中根 410-5 / 0282-67-2770
宇都宮	齋藤 貴史	所在地	宇都宮市大塚町 14-24
佐野	栗原 崇	電話番号	0283-55-6623
栃木	本庄 勉	所在地／電話番号	栃木市日ノ出町 20-1 / 0282-25-1349

行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」**028-638-0919**（まるくいく）を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員（行政書士）にお伝えし、その後、相談者様から相談員の事務所または携帯電話へ電話をしていただきご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。



編集後記 少し前までそろそろ長袖を～と思っていたはずなのに、数週間でもうすでにカーディガンやセーターが欲しくなる。長い夏が終わり季節の移ろいを楽しむ間もなく、冬に向ってまっしぐらである。読書の秋！スポーツの秋！芸術の秋！食欲の秋！など最高の季節ですが、皆様は十分楽しめましたか？ （広報部 野村泰紀）	行政書士とちぎ 11月号 №539 発行人 栃木県行政書士会 会長 安野光宣 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電話 028-635-1411（代） FAX 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ https://gt9.or.jp/ 編集 広報部 印刷所 有限会社 高久印刷
---	--



行政書士とちぎ 2021.11 令和3年11月15日発行

第539号

栃木県行政書士会

〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家



伊藤聰子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援: 総務省
栃木県



日本行政書士会連合会公式キャラクター
エキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 | 10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談 (月～金曜日 9:00～17:00
祝日・年末年始・お盆を除く)

まるくいく
028-638-0919